

令和 7 年度 事業計画書

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

1. 会議に関する事業

- (1) 理事会を年3回、評議員会を年1回、監査会を年1回程度開催する。
- (2) 必要に応じて上記ならびに正副理事長会等を適宜開催する。

2. 経営指導に関する事業

- (1) 経営指導員は「指導員設置要綱」に基づいて専門的な経営指導相談を行う。
- (2) 経営指導員の定員は3名とする。
- (3) 各種研修講習等に指導員を派遣し、経営指導に関する諸問題の研究と情報の交換収集を図る。
- (4) 働き方改革等に基づき在宅勤務を実施する。

3. 相談室の運営に関する事業

- (1) 相談室は「相談室整備要綱」に基づき運営する。
- (2) 相談日は、土曜、日曜、祝祭日を除く毎日の午前9時から午後5時までとする。
(業務は午前8時45分から5時30分まで)
- (3) 事務職員の定員は1名とする。
- (4) 相談室は生衛協会から賃借する。

4. 税務相談に関する事業

申告相談、消費税相談や記帳指導をはじめとして、生衛業に関する様々な税務相談に応じるため、指導センターに顧問税理士を置く。また、県下保健所地区ごとに顧問税理士等による相談会や税務諸問題等の講習会を開催する。併せて、生衛協会とともに主管税務署等との税務研修会の開催やHPを活用した税務広報等に協力し連携を密にする。

5. 地区相談に関する事業

- (1) 地区相談については経営相談員会各支部と調整の上、地区ごとに開催する。
- (2) 営業施設の衛生確保と向上のため自主的な管理である自主点検に関して地区ごとにその推進に努める。また、自主点検報告のデジタル化を促進する。

6. 経営相談員会に関する事業

経営相談員の資質向上をはかるとともに、滋賀県生活衛生営業経営相談員会およびその支部組織を通じて、生衛業の経営の健全化・近代化と衛生水準の向上等に資する。

7. 相談指導顧問に関する事業

弁護士もしくは中小企業診断士、社会保険労務士等を指導センターの相談指導顧問として委嘱し、生衛業に関する専門的かつ高度な相談指導を行う。

8. 融資指導に関する事業

- (1) 生活衛生改善貸付（無担保・無保証、略称「衛経」）の融資指導相談
 - ①衛経の審査委員会は申込に応じてセンター内で随時開催する。
 - ②この制度資金の高度利用による経営の近代化・合理化を促進する。また、この制度貸付の事故防止のための事後指導に努める。
 - ③この制度資金活用の要の役をなしている経営特別相談員の資質を向上させるため、全国生衛指導センターからの委託研修会を実施する。また、経営特別相談員に対し生衛業特別指導を実施する。

(2) 振興事業貸付等の融資指導相談と推進

①振興事業貸付の該当業種について指導相談および融資の推進を図る。

②一般貸付、特別貸付(生活衛生セーフティネット貸付等)、特例貸付(防災・環境対策資金、事業承継資金等)等の推進をはかる。

(3) その他、全国指導センター、公庫両支店と連携して、生衛貸付全般の推進を図る。

9. 事業活動調整員の設置ならびに分野調整等指導に関する事業

(1) 地域の営業者における事業活動の調整のための自助努力を促進するため事業活動調整員(1名・滋賀県商工会議所連合会 専務理事)を設置し、次の職務を行う。

①生衛業における事業活動に係る紛争事例に関し、相談斡旋、調停業務等、当事者間の自主解決の促進

②地域の生衛業の事業活動等の状況について総合的な調査分析と情報収集

③経営指導員、経営特別相談員等と事業活動の状況についての情報交換

(2) 大企業等の進出による既存生衛業者との分野紛争等、事業活動調整員のみでは解決の難しい紛争に対して「滋賀県分野調整事業協議会」を設置して、次の業務を行う。なお、具体的な事案がない場合は紛争等に備えての「予備連絡会」を開催する。

①事業活動に係る紛争等の相談、指導 ②地域の営業者の事業活動状況の調査

③進出大企業等の事業活動の情報収集 ④紛争等に関する意見収集、

⑤紛争解決のための分析 ⑥紛争等に関する方針の検討等

10. 生衛業相談支援連絡協議会事業

金融公庫大津・彦根両支店と経営相談員、経営特別相談員、各生衛組合役員、職員等との生衛貸付に関する相談支援連絡協議会を開催し、融資の利用促進、生衛融資制度の改正、生衛組合からの改善要望、生衛貸付の事故防止等に関して協議する。またこの事業の一環として、公庫との共催による収益改善セミナー等を開催する。

11. 情報化整備に関する事業

社会経済構造の変化や新生活様式に即応した相談指導を行うため、全国生衛指導センター等との生衛情報ネットワークの高度利用、オンラインによる会議や研修会の実施、当指導センターホームページの更新等をはかる。また、インターネットでの生衛業に関するデータ検索等の質と量を高め生衛業者等への情報提供とIT化支援を行う。

また、指導センター内LANのセキュリティ等の維持管理ならびにUTM設置を通じたインターネットセキュリティの統合管理を行うとともに、新公益法人会計に対応した会計システムの運用や情報公開等に対応する。

12. 生衛業再生特別支援事業

(1) 生衛業再生支援の特別相談窓口の設置

経営上必要な融資、税務、労務等に関する専門的知識を有する者が対応する特別相談窓口を設置し、再生可能な生衛業者に対して専門的かつ具体的な経営改善指導を行う。

(2) 再生支援特別研修会の開催

再生支援に当る専門家を補助する経営特別相談員等の専門知識や指導技術を高めるため生衛業経営者等に対して中小企業診断士協会、よろず支援拠点、事業引継ぎ支援センター等と連携して事業再生支援の参考となるよう特別研修会を開催する。

13. 生活衛生営業健康推進等事業

(1) 生衛業連携促進事業

高齢者に対する訪問理美容や外出支援サービスなど、地域の生衛業者が各市町村の地域包括ケアシステムの在宅生活支援サービス等と連携するなどして、地域社会との共存や福祉などの社会的要請に応える形で、生衛業の新たな活動分野の拡大に努める。本年度は草津市の健康福祉政策課と連携して、理容組合や美容組合と相談しながら身障者への支援活動等の実施可能な事業を検討する。

また、生衛組合同志が連携して実施する各種振興事業等を支援する。

(2) 災害時支援体制整備等推進事業

県と締結した生衛業の包括支援が実際に稼働するよう生衛協会とともに準備に努める。また、帰宅困難者対策対応に努める。

(3) 飲食店健康増進等普及支援事業

受動喫煙防止対策のため飲食店での利用者・消費者の副流煙被害の防止をはかるとともに、生衛業経営者の健康増進に寄与する研修会等を実施する。

(4) 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス、新型インフルエンザやノロウイルス等の感染症等についての研修会を開催するとともに、指導センターホームページでの感染症情報の掲載やリーフレットの配布等を通じて、生衛業者の防疫意識を高揚し、衛生水準のさらなる向上を推進する。

1.4. 後継者育成支援事業

生衛業の経営において課題とされている後継者確保支援等のため、県内の小中高校等での「出前インターンシップ（出前授業）」を実施する。これは、センター内の経営指導員と就職支援アドバイザーが連携を密にして、生衛業に対する職業観の向上を図るもので、これにより生衛業への就労と生衛業そのもののPRを促進する。

また、この事業の一環として、金融公庫・喫茶飲食組合・立命館大学食マネジメント学部の共催で飲食店新規開業希望者等のための「カフェの学校」を実施する。

1.5. 消費者コールセンター等事業

消費者相談窓口（コールセンター）を設置し、消費者等からの苦情相談に対応するとともに、苦情等の情報収集ならびに分析等により生衛業全般のレベルアップをはかる。併せて各市町村の消費者相談窓口と連携を密にする。

1.6. 生衛業の振興に関する事業

生衛業の振興に関する次の事業を実施する。なお、具体的な実施事項は振興事業企画運営委員会で各組合との共催事業案を策定し、理事会で決定する。なお、本年度から生活衛生協会で実施予定の振興事業とは、その内容を明確に区別して実施する。

- (1) 営業者の自主衛生管理推進事業（新規開業等に対する生衛法に係る情報提供のためのマニュアル作成や増刷含む）
- (2) 消費者サービスの向上・需要開拓拡大事業
- (3) 専門技術者養成確保事業
- (4) 経営安定および強化のための融資相談および指導事業
- (5) 後継者育成事業（出前インターンシップとは別内容で、各生衛組合が主体となって指導センターと共催する事業）

1.7. 標準営業約款（Sマーク）の登録に関する事業

(1) クリーニング業、理容業ならびに美容業の標準営業約款（Sマーク）の新規・再登録の推進をはかる。

(2) 安心・安全のSマークを広く周知させるための広報(本年度はクリーニングの S マーク PR ティッシュ配布等)を実施する。

18. クリーニング師等研修講習に関する事業

クリーニング業法に基づく県知事指定のクリーニング師研修、クリーニング業務従事者講習についてⅠ型（参加形式）もしくはⅡ型（通信形式）で受講推進に努める。

なお、現在、全国センターでオンライン方式が検討されているので、実施に当たり積極的に協力する。

(1) 予定時期

Ⅰ型 クリーニング師の研修・・・・・・令和7年11月 2日(日)

Ⅰ型 クリーニング業務従事者の講習・・令和7年11月30日(日)

Ⅱ型 通信による研修講習・・・・・・令和7年10～11月

(2) 予定対象 湖南・湖西を対象とするクリーニング所および取次所

(3) 予定場所 大津市「ピアザ淡海」207 会議室

19. 全国生衛指導センター等からの委託調査等に関する事業

全国生衛指導センター等の委託を受けて、経営状況調査、景気動向調査の他、コロナ復興・物価高騰対策のための経営支援セミナー事業、生衛業のデジタル化推進事業、生衛業の経営者に対する専門家による相談支援事業、一人親方の飲食店に対する受動喫煙対策助成金事業等を実施する。

20. 広報に関する事業

(1) 「生衛しが」は当面休刊し、ホームページを拡充して、経営指導に関する具体的事項や業界情報等の発信に努める。

(2) 令和7年10月現在の滋賀県生衛関係団体名簿を発行する。

21. 滋賀県総務課の指導を得ながら公益財団法人として遺漏なきよう法人の適正運営に努める。また、特定個人情報（マイナンバー）について適正に管理する。

22. 理容師美容師試験等に関する事業

公益財団法人理容師美容師試験研修センターが実施する理容師美容師試験ならびに管理理美容師資格認定講習会について、衛生審査員の派遣など可能な範囲で業務に協力する。

23. 前各号に付帯する事業

(1) 各生衛組合が実施する事業等の指導助言を行うとともに、該当組合に対して振指針に基づく計画事業の推進等を図る。

(2) 生衛協会の運営業務については、自立のための業務体制の見直しに伴う範囲で受託するが、協会専従の事務局1名が設置されたことから、会計を含む事務全般をできるだけ早い時期に引き継ぐよう努める。

なお、センターと協会は今後も連携を密にし、常に相互支援できる体制をつくるが、協会の利益に基づくような運営はしない。

また、浴場組合事務の一部を受託する。

(3) その他前各号に付帯する事業を実施する。